竜王町イクボス宣言事業所・企業登録実施要領

１．目的

竜王町では、「竜王ベストパートナープラン」（男女共同参画推進計画・女性活躍推進計画）に基づき、重点目標の一つ「働く場におけるトップの行動変革」を進めるため、町内事業所・企業に「イクボス」の普及啓発を行っている。トップ自らがイクボスとなってワーク・ライフ・バランスが実現される職場づくりに取り組む事業所・企業を応援するため、「イクボス宣言」を行った事業所・企業を町が登録しその取組を広く公表することにより、さらなるイクボスの普及、ひいては町内全体のワーク・ライフ・バランスの推進に資することを目的とする。

２．定義

この要領において「イクボス宣言」とは、次の各号に掲げるものとする

（１）事業所・企業の代表者・管理職の立場にあって、イクボスになる旨を宣言しているもの。

（２）イクボスの気運醸成を図る旨の宣言をしているもの。

３．登録要件

登録できる事業所・企業は、竜王町内に本社または事業所等を置く事業所・企業とし、以下の要件を満たしているものとする。

（１）企業・団体の代表者、管理職等がイクボス宣言を行っていること。

（２）イクボス宣言文・取組内容およびイクボス宣言時の写真を公表することに同意すること。

（３）従業員を雇用する事業所・企業等においては、労働基準法、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法等の関係法令を遵守するとともに、それら法令に適合した就業規則等を整備していること。

（４）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団または暴力団員と密接な関係を有しないこと。

（５）滋賀県イクボス宣言企業に登録している、または登録予定であること。

４．登録申込

登録しようとする事業所・企業は、申込書（別紙様式第１号）に必要事項を記入し、関係書類を添えて町に提出するものとする。

５．登録

町は、登録申込みがあった場合、その内容が登録要件を満たすと認められる時は、「竜王町イクボス宣言登録事業所・企業（以下、「登録事業所・企業」という。）」として登録するものとする。

６．登録事業所・企業の広報

町は、広報紙や町ホームページ等の広報媒体を利用し、町民をはじめ広く登録事業所・企業の名称や取組を広報するものとする。

町は、登録事業所・企業について町による広報を行うことがふさわしくない事由があると認められる時は、広報紙や町ホームページ等における登録企事業所・企業の広報を休止することとする。

７．研修会の実施等

町は、登録事業所・企業および未宣言の事業所・企業に対し、「イクボス」の取り組み内容を共有する機会として研修会や意見交換会を実施する。

８．その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定めるものとする。

附則

この要領は、令和２年２月25日から実施する。